

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策推進法」第2条第1項から)

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、以下のことを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

- ・全ての生徒がいじめを行わない、許さない、豊かな人格の形成を目指す。
- ・いじめは「いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて生徒が気付き、豊かな人間関係を形成できるようにする。

(3) 生徒の責務

生徒はいじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条参考)

(4) 学校及び教職員の責務

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が、安心して教育活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる場合は、迅速にその問題に対応して解消を図るとともに、再発防止に努める。

(5) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの未然防止のための基本的な考え方

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、生徒が相談しやすい教職員との関係を構築し、個別面談の機会をもつ。

イ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な生徒会活動に対する支援を行う。

ウ 心の通じ合う生徒の「絆」づくりをすすめ、学校を安心して生活できる「居場所」にするともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。

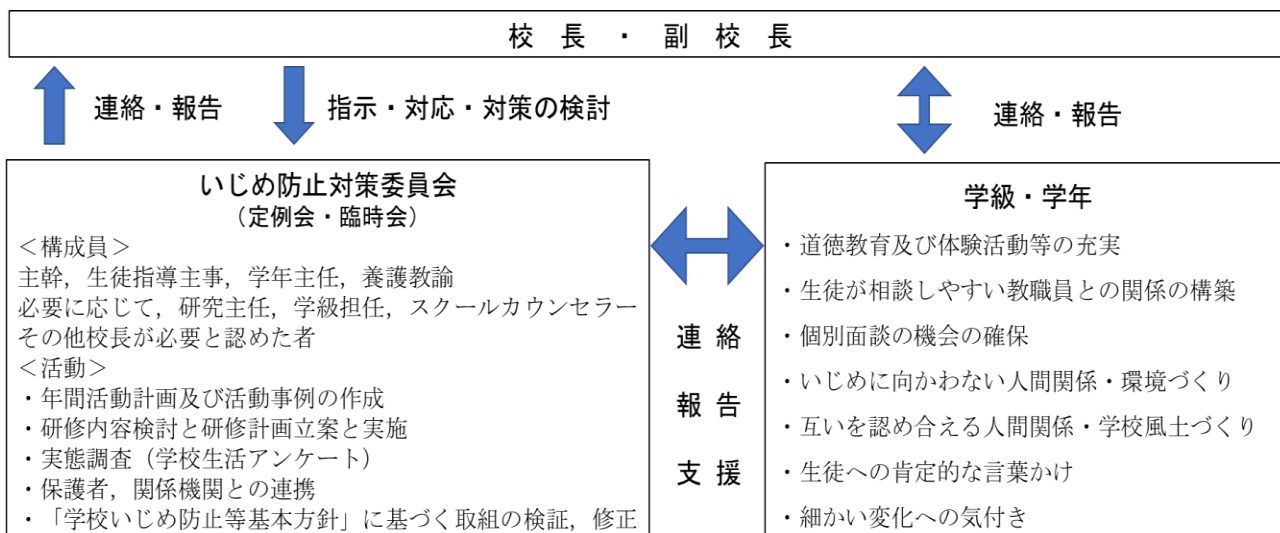
エ 他者や集団に対する意識を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

オ 全職員が、生徒の細かい変化を見逃さず、情報を共有しながら組織的に対応する。

カ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、肯定的な言葉かけに努め、自己肯定感を高め、生徒が意欲や自信をもって教育活動に取り組むことができるようにする。

キ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として集会等を行う。

3 いじめの未然防止のための取組（平常時）



① 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

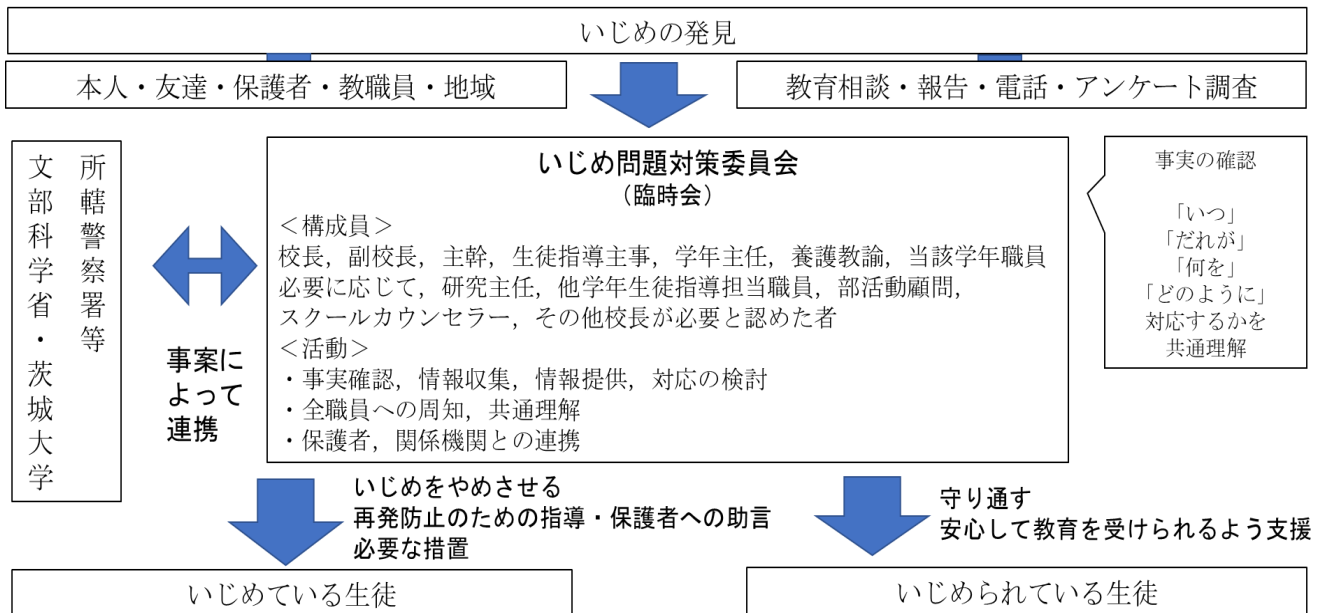
< 構成員 >	校長, 副校長, 主幹教諭, 研究主任, 生徒指導主事, 学年主任, 養護教諭 関係生徒学級担任, スクールカウンセラー (必要に応じて) その他校長が必要と認めた者
< 活 動 >	いじめを未然防止するための以下の活動を行う。 ・年間活動計画及び活動事例の作成 ・研修内容検討と研修計画立案と実施 ・実態調査 (学校生活アンケート) ・保護者, 関係機関との連携 ・「学校いじめ防止等基本方針」に基づく取組の検証, 修正
< 開 催 >	定例会を月 1 回実施する。

② 具体的な取組

- ア いじめを早期発見するため, 在籍する生徒に対する定期的な調査を ①アンケートによるもの, ②面談等によるもの, **併せて年 8 回程度実施**するとともに, その他の必要な措置を講ずる。
- イ 保護者に対しては, **面談等において, 教育的な相談等と併せて調査**する。必要に応じて, 生徒指導主事, 学年主任, 担任, 養護教諭, スクールカウンセラー等に相談できることを周知する。
- ウ いじめ調査実施後, 担任等との**教育相談を実施**する。
- エ 生徒及び保護者に対する**相談体制の整備**を行う。(スクールカウンセラー等との連携)。
- オ **いじめの防止等のための対策に関する研修**を年間計画に位置付けて実施し, いじめの防止等に関する研修を推進する。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに, 効果的に対処できるように, 必要な啓発活動として, **外部講師を招き, 講演会等**を行う。

(いじめ防止対策推進法第 16 条参考)

4 いじめの早期対応のための取組（いじめ発生時）



① 対応のための組織

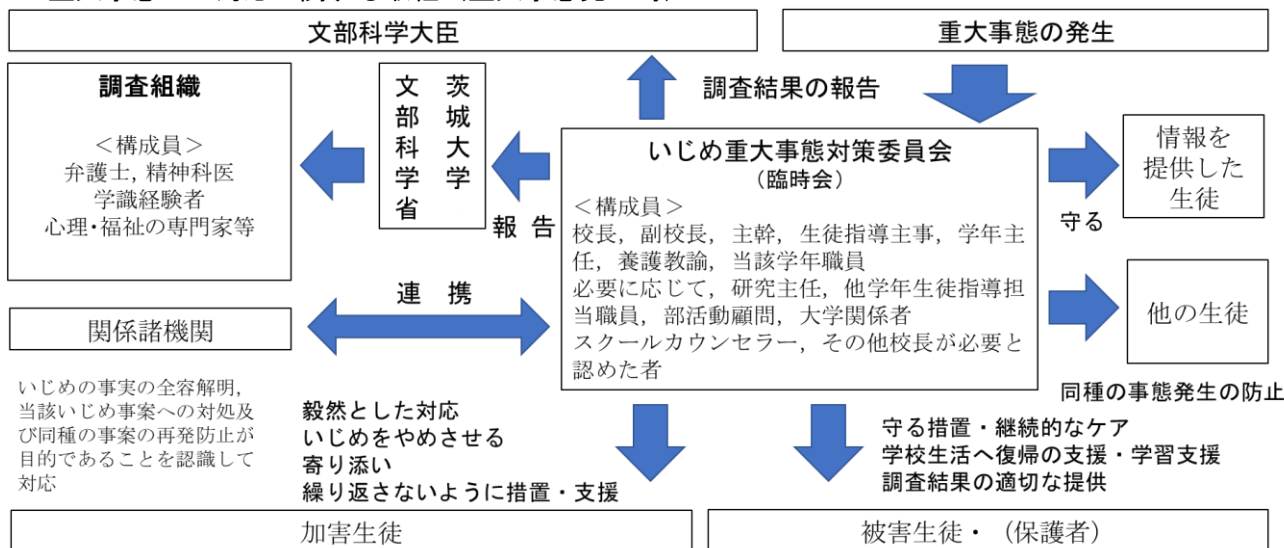
いじめが認められた場合には、「いじめ問題対策委員会」を立ち上げ、適切に対応する。

<p><構成員></p>	<p>校長，副校長，主幹教諭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，当該学年職員 ※迅速に対応するため，連絡を取り合いながら進める。 必要に応じて，研究主任，他学年生徒指導担当職員，部活動顧問， スクールカウンセラー，その他校長が必要と認めた者</p>
<p><活 動></p>	<p>いじめ問題に早期対応するための以下の活動を行う。 ・事実確認，情報収集，情報提供，対応の検討 ・全職員への周知，共通理解 ・保護者，関係機関との連携</p>
<p><開 催></p>	<p>いじめの兆候を把握した時や，いじめの相談情報があったときに「いじめ防止対策委員会の臨時会」を開催し，いじめが認められた場合に「いじめ問題対策委員会」を立ち上げ，適切に対応する。いじめの兆候を把握した時や，いじめの相談情報があったときは，その都度「臨時会」を開催する。「臨時会」については，生徒指導主事が提案をし，校長が必要と認める者を招集する。</p>

② 具体的な取組

<p>ア いじめに係わる相談を受けた場合は，すみやかに事実の確認を行う。 イ 「いつ」「だれが」「何を」「どのように」対応するかを共通理解し，指導方針を明確にする。 ウ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 エ 事案によっては，文部科学省及び茨城大学，所轄警察署等と連携し，その指導のもと対処する。 オ いじめられている生徒を守り通すことを第一とし，その生徒が安心して教育を受けられるよう，保護者と連携を図りながら，いじめを行った生徒に対し，茨城大学と連携しながら必要な措置を講ずる。 カ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係わる情報については，茨城大学の指導のもと，保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p>

5 重大事態への対応に関する取組（重大事態発生時）



① 重大事態に対する考え方

いじめ重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒がかなりの期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態のことを示す。

② 重大事態の判断について

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

〔重大事態の個別的要件（参考）〕

- ア 生命被害・・・死及び自殺未遂を示す。
- イ 身体被害・・・おおむね 30 日以上に加療を要すると見込まれる重大な傷害を示す。
- ウ 財産被害・・・財産に対するおおむね 10 万円以上の損害を示す。（金銭換算として判断）
- エ 精神被害・・・精神疾患の発症または悪化を示す。（医師による診断書をもとに判断）

② 対応のための組織

重大事態が認められた場合には、「いじめ重大事態対策委員会」を立ち上げ、適切に対応する。また、客観的な事実認定を行うことができるよう公平性・中立性が確保された調査組織を構成する。

<構成員>	校長, 副校長, 主幹, 生徒指導主事, 学年主任, 養護教諭, 当該学年職員 必要に応じて, 研究主任, 他学年生徒指導担当職員, 部活動顧問, 大学関係者 スクールカウンセラー, その他校長が必要と認めた者
<活動>	いじめ重大事態に対応するための以下の活動を行う。 ・事実確認, 文科省への報告 ・被害者や情報提供生徒を守る措置, 継続的なケア ・いじめの加害者への指導, 措置, 支援 ・調査結果の適切な提供 ・同種の事態の発生の防止
<開催>	いじめの重大事態が発生した際「いじめ重大事態対策委員会」を立ち上げ、適切に対応する。

③ 重大事態と認められた場合には、以下のように対応する。

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事態が発生した旨を、文部科学省に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた生徒や、情報を提供した生徒を守るための措置を講じる。
- エ いじめの加害者に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう措置・支援する。
- オ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を、法律に基づき、適切な方法で提供する。

- カ 上記調査結果については、大学を通じて**文部科学大臣に報告**する。
- キ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への**復帰への支援**や、**学習支援**を行う。
- ク 当該事項の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。
- ケ 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識して対応する。

6 いじめ防止等基本方針の評価と検証

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次のような項目を学校評価に加え、適切に自校の取組を評価する。

- ア いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめへ対処するための取組に関すること。
- エ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- オ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通し、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

令和2年6月1日改訂

令和5年4月1日改訂

